

計画の趣旨と位置付け

- ◆様々な事情により家庭で保護者と一緒に暮らすことができない子どもが、社会全体で支えられ健やかに成長できるよう関係機関が連携して支援していくための計画(子ども家庭庁が都道府県に策定を要請)
- ◆計画期間:令和7年度～11年度までの5年間
※令和2年3月に策定した令和2年度～11年度を期間とする10年計画の後期計画に相当
※山形県子ども・子育て笑顔プランにおける施策の基本の柱4「困難を有する子ども・若者とその家族が未来を切り拓くために」の推進方策である「(3)子どもへの虐待防止」及び「(4)社会的養護等を必要とする子どもへの支援」を踏まえ具体的な取組みを推進

背景経緯

- ◆全国的に児童虐待相談対応件数の増加など、これまで以上に子どもの養育に困難を抱える家庭が顕在化
⇒令和4年6月児童福祉法改正
(子どもに対する家庭及び養育環境の支援強化・権利擁護施策の推進)
- ◆本県においても、児童虐待認定件数が高止まり傾向にあるなど、様々な事情を抱える家庭が顕在化してきている状況から、社会的養育体制の更なる強化が求められる

目指す姿

すべての子どもが社会全体に支えられ、将来の夢と希望を実現し、自立して暮らせる山形県

◆計画の概要・主な施策の展開方向 (子ども家庭庁「都道府県社会的養育推進計画策定要領」に基づき、本県の実情を踏まえ策定)

☆新規 ◎強化・拡充 ○継続

1. 計画の基本的考え方及び全体像

「家庭養育優先原則」及び「パーマネンシー保障」の理念の下、子どもの最善の利益の実現に向け、項目2～12の取組みを推進

《家庭養育優先原則》

- ・市町村の家庭支援事業等の活用により、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者等を支援(在宅支援)
- ・家庭での養育が困難な場合は、「家庭と同様の養育環境」である里親等への委託を推進
- ・これらが困難な場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、小規模かつ地域分散化された施設等への入所を検討

《パーマネンシー保障》

- ・永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障(「新しい社会的養育ビジョン」より引用)



2. 当事者である子どもの権利擁護の取組み

- 子どもの権利ノートの活用等による権利擁護の取組みの周知
- 関係職員への研修等による権利擁護に関する理解促進と子どもの意見等を聴くスキルの向上
- ◎子どもが意見等を伝えることをサポートする意見表明等支援員(独立性のある第三者)を配置する「意見表明等支援事業」の拡充



目標

代替養育が必要な子ども(一時保護中を含む)のうち、意見表明等支援事業を利用することが可能な子どもの割合 現状(R6未見込):7% ⇒ R11末:100%

家庭での養育支援(予防的支援)

3. 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組み

- 子ども家庭センターの設置・運営支援
- 児童相談所職員によるスーパーバイズ(アドバイザー派遣)
- ◎子ども家庭センターの職員等を対象とした実務的な研修会(面接技術やサポートプランの作成等)の開催
- ☆市町村担当者(子ども家庭センターの統括支援員等)が顔を合わせて行う情報交換会等の機会の確保
- ◎市町村が実施する「子育て短期支援事業」の実施拡大のため、受け皿となる里親(いわゆる「ショートステイ里親」)の確保
- ◎家庭支援事業に対する事業者や施設の理解促進と受入体制整備
- ☆在宅支援を担う市町村と一時保護や施設入所等の専門的対応を行う児童相談所の役割分担と対応基準を定めるための検討や共通理解を深めるための合同研修等の実施

《子ども家庭センター》

- ・母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する包括的な支援を切れ目なく提供する中心的役割を担う。



項目	現状(R6)	R11
子ども家庭センター設置数	27市町村	全市町村
短期支援事業(ショートステイ等)を受託している里親世帯数	6世帯	20世帯

4. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組み

☆「妊産婦等生活援助事業」の実施体制の整備

《妊産婦等生活援助事業》

- ・生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行うもの。(事業所として母子生活支援施設等を想定)



家庭での養育が困難な場合の支援(里親等委託や施設入所等の代替養育)

5. 代替養育が必要な子どもの見込み数

子ども人口(0歳～18歳)は減少するが、代替養育を必要とする子ども数は概ね横ばいで推移する見込み(R5末:249人⇒R11末:243人)

6. 一時保護改革に向けた取組み

- ☆新たに子ども家庭庁が示した基準に沿った一時保護施設的环境整備
- ◎委託一時保護が可能な里親等の確保、障がい児施設等との連携強化
- ☆適切な保護と質の高い支援を行うため、第三者評価の導入

7. 子どものパーマネンシー保障に向けた取組み

- 親子関係の再構築に向けた保護者支援プログラム等の専門知識や技術の習得に係る専門研修への関係職員の派遣
- 関係施設と連携した保護者と子どもの関係性を踏まえた十分なアセスメントと丁寧なマッチング等による特別養子縁組の成立支援

8. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組み

- ◎里親制度の認知度向上のための普及啓発の強化
- ◎ショートステイや週末などの短期受入も含めた養育里親の確保
- ◎未委託里親の不安解消と養育のための知識や技術の維持向上(研修の実施、委託里親との交流・協働の機会の創出等)
- ☆里親支援センターの設置に向けた先進事例の調査研究や関係施設との連携を含めた県全体の里親等支援体制の強化

《里親支援センター》

- ・里親に関する普及啓発や里親の相談に応じた情報の提供、助言、研修その他の援助等、里親支援事業を包括的に行う児童福祉施設(センター長、リクルーター、支援員、トレーナーの4名の専任職員を配置)

区分/年度	現状(R5)	R11
3歳未満	23.5%	52.6%
3歳以上就学前	34.1%	75.0%
学童期以降	17.8%	31.7%
全体	20.9%	39.0%

目標



9. 施設の小規模かつ地域分散化等に向けた取組み

- 施設の小規模かつ地域分散化等に係る補助制度や施設の体制強化に係る専門職の配置加算制度等に関する助言や情報提供
- 児童相談所による専門的助言や施設職員向けの研修会等の開催
- ☆子どもや家庭への相談支援等に従事する専門職の質の向上を図るために令和6年度から創設された公的資格「子ども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進(資格取得に係る研修受講経費等の助成)

目標

社会的養護関係施設における「子ども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得者数 現状(R6):実績なし ⇒ R11末:30人



10. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み

- 私立高校入学時納付金や自動車運転免許取得経費への助成などにより、進学や就職等の自立を支援
- ◎施設退所者等への柔軟で継続した生活支援等が行えるよう「児童自立生活援助事業」の実施を支援
- ☆社会的養護経験者等の相互交流や必要な情報の提供、相談等を行う「社会的養護自立支援拠点事業」の実施体制の整備



11. 児童相談所の強化等に向けた取組み

- 若手職員と中堅職員等によるチームによる若手職員の育成
- 指導的役割を担う児童福祉司の養成研修への積極的派遣
- ◎一時保護時の司法審査導入等への対応のため、弁護士の相談支援体制の強化による法的対応体制の強化

12. 障害児入所施設における支援

- 入所児童の個性や主体性を尊重し心身の特性に応じた支援を行うとともに、できるだけ良好な家庭的環境を整備